

議案第 47 号

専決処分の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉浦裕之

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第179条第1項の規定により専決処分する。

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

令和2年4月30日

瑞穂町長 杉 浦 裕 之

瑞穂町都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 瑞穂町都市計画税条例（昭和33年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に改め、「第15条の3まで」の次に「若しくは第61条」を加える。

第2条 瑞穂町都市計画税条例の一部を次のように改正する。

附則第14項中「第61条」を「第63条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。

第1条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、<u>第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</u></p> <p>15から17 略</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで_____」とする。</p> <p>15から17 略</p>

第2条による改正

瑞穂町都市計画税条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p> <p>15から17 略</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1から13 略</p> <p>14 法附則第15条第1項、第13項、第18項から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項から第44項まで、第47項若しくは第48項、第15条の2第2項、第15条の3又は第61条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」とする。</p> <p>15から17 略</p>